

# 山口県下における条里遺構について

三 浦 肇

## は し が き

山口県下の条里遺構についての報告はきわめて少ない。それは条里遺構が少ないということではなく、条里制の研究に効果的な広域の条里遺構をもつ地域が少ないためであると考えられる。しかしながら、条里型地割の分布する地域は表1にかかげたように40箇所以上もあげられる。ただそれはまとまった条里地域というよりも、山間の小谷底平野にまで及んでいてきわめて小規模であり、これらをどこまで条里遺構として取り扱おうのかという問題もあるけれども、北九州と近畿の中間地帯としての山口県下の条里遺構の分布にはどのような地方的特色が見られるかということもふくめて、条里研究の空白地帯をある程度埋める意味で、現在までの調査結果を一応まとめ、若干の考察を加えて報告をしたい。

## I 山口県下の条里研究の動向

山口県下における条里遺構については、すでに早く昭和8年(1933)の三坂圭治の『周防国府の研究<sup>1)</sup>』に始まり、深谷正秋(1936)<sup>2)</sup>による全国の条里遺構の分布図において、<sup>くままつ</sup>下松・<sup>ほうふ</sup>防府・山口・<sup>あまの</sup>厚狭の4箇所にその遺構のあることが報じられたが、その後は、平野も狭小で、したがって条里遺構の分布も疎である山口県下の条里研究はほとんど関心をひかなかった。

戦後においていち早く米倉二郎(1954,<sup>3)</sup>1960<sup>4)</sup>)は周防国府周辺の条里復原図を作成して、東北隅を1ノ坪とする平行式の坪並を想定し、里の界線の交点を基準として国府の位置が設定されたと述べて、戦

後における県下の条里研究の新しい出発点を示した。1958年には福原博が山口盆地の条里地割の分布範囲を明らかにし、小字に残っている坪名を利用して坪並と条里界線の復原を試み、千鳥式の呼称法ではなかったかと述べ、田村哲夫(1961)<sup>6)</sup>も「東大寺領宮野庄田畠等立券文」に記された条里と坪名にもとづいて、山口盆地の北東につづく宮野盆地の条里復原図とその一部の坪付配置図を示した。このように山口県中央部の盆地における条里研究に基本的な問題が提出される一方、周防の国府と条里について、1961~1964年の周防国衙遺跡緊急学術調査の結果、藤岡謙二郎ほか(1967)<sup>7)</sup>によって、地方国府プランにおける新しい事実が報告された。これは国府の中央に朱雀大路と推定される余剰部(約42尺)の道路敷が1町幅の条里区画にくだらずに存在することの発見であり、これによって条里と国府の造営が同時期であることが考えられ、山陽大路に沿う周防国の国府プランの性格のひとつが明らかになった。さらに防府平野の条里地割の遺構の分布と坪名の研究から、千鳥式の坪並の可能性もあるとして、三坂・米倉両氏のいずれとも若干ずつ相異なる国府域の復原図が示された。

やがて県下各地における条里遺構の存在が知られるようになり、小野忠熙(1963)<sup>8)</sup>は主な平野や盆地の10箇所に条里地割の分布地域をみると、厚狭川を境として東では扇状地や山麓の緩斜地に、西では盆地床や河畔の沖積低地に立地する傾向の見られることを指摘し、条里遺構と地形の関係について新しい見解を述べた。なお筆者(1972,<sup>9)</sup>1974,<sup>10)</sup>1979)<sup>11)</sup>は玖珂盆地や山口盆地について低地の地形分類を行った

結果、条里型地割はもっぱら氾濫原上位面（沖積段丘面）に分布し、氾濫原下位面には見出されないことを明らかにした。<sup>12)</sup>

近年山陽新幹線や中国縦貫道、山陽自動車道などの建設に伴う発掘調査が度々行われ、その中には条里遺構の分布地域がふくまれている場合があり、防府市の右田一丁田遺跡<sup>13)</sup>や山口市の湯田楠木町遺跡<sup>14) 15)</sup>、防府市の下右田遺跡<sup>16)</sup>などがその例である。これらの発掘調査によっていずれも条里地割の遺構が検出されており、とくに下右田遺跡では、現在の耕地景観を構成している灌漑水路や耕地形態に見られる条里型地割は、発掘によって確認された遺構との関係から平安中期以前に施行された条里地割を踏襲していることが明らかにされた。このことは、条里研究の方法上の問題と関連して、すでに桑原公德（1963）<sup>17)</sup>によって論じられたことであるが、条里施行の土木技術とか尺度の問題、畦畔・水路の規模などを考究す

るような特殊な目的でなければ、一般的に条里地割の施行の有無、その分布範囲などを知る基本的な目的に関しては、考古学的発掘調査によらずとも、現在の景観の中に見出される条里型地割をもって条里制の遺構としてとらえ、これを手がかりとし条里地割の復原を試みるができるものと考えられるのである。

筆者は県下でも最大の条里遺構の分布地域である山口盆地とその周辺について、その分布の範囲を詳細に調査し、報告したが<sup>18)</sup>、その時吉敷郡内における主要な平野である山口盆地とこれにつづく宮野盆地、大内盆地に条里型地割が広くまとまって分布し、しかもそれらはおそらく地形に適応してそのいずれも阡陌方位を異にし、同一郡内の連続した平野でも三盆地がそれぞれ別のプランに依っていることを述べ、さらに大内盆地の条里区（矢田）のすぐ東側に旧河道を境にさらに異なった方位をもつわずか15町の小

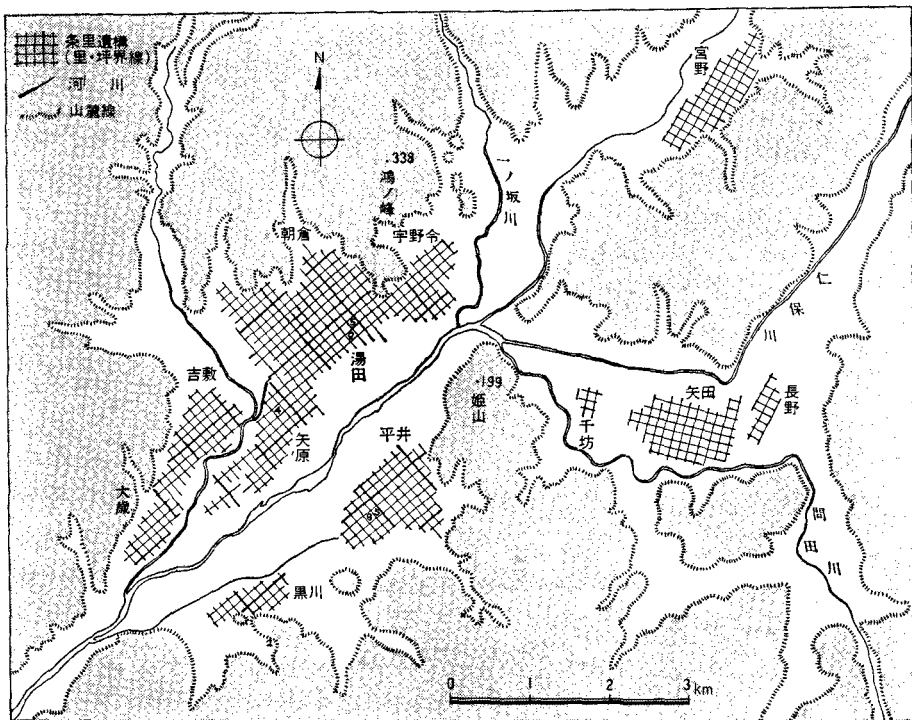


図1 山口盆地とその周辺の条里遺構の分布

規模な条里区（長野）が存在し、それはおそらく開発時代を異にするであろうと考えた。このような小規模条里は広く県下の各地の小谷底平野に分散的に数多く見出される。

筆者は1977年日本国際地図学会の山口地方例会において、1里未満の小規模条里が14箇所<sup>19)</sup>に及ぶことを指摘し、こうした条里型地割の起源や施行時期、郷との関係、その立地上の特徴を考究することの重要性を強調した。その後さらに小規模条里の分布を追加確認することができたので、本稿では現在までの条里遺構の県下における分布を総括して、いくつかの問題点を整理して提出してみたいと考えている。

## II 条里型地割の分布地域

山口県の低地面積（約640km<sup>2</sup>）は県面積のわずか10.4%に過ぎず、防府平野や山口盆地など県中央部にやや広い平野が見られるのみで、他はおおむね小河川の流域に狭長な谷底平野が分散しているから、条里制の遺構の研究対象として周防国府付近や山口盆地以外はほとんどとりあげられたことはなく、条

里型地割の分布についてもほとんど解明されていない。ただ、福尾猛市郎（1963）<sup>20)</sup>が『山口県文化史』において、防府市や山口市以外にも、下松市・光市・柳井市や山陽町厚狭・下関市綾羅木・長門市深川および岩徳線沿線、島田川流域に小規模ながら条里制の痕跡が認められると指摘したにとどまる。

筆者は1970年以来土地分類調査を進めるかたわら、とくに低地の微地形の調査に関連して、全県下<sup>21)</sup>にわたる空中写真の判読の結果から、各地の小河谷平野にも意外に多く条里型地割の分布することがわかってきた。条里型地割の検出にはまず1万～2万分の1の空中写真を利用してその分布地を抽出して分布図を作成し、さらに現地に即して大縮尺地図、字図（地籍図）、耕地整理関係文書および付属地図類などを調査し、できる限り条里制関係史料にもあたって、これらを確認し、表1のように分布地域の一覧表を作成した。現在までのところ県下44箇所<sup>22)</sup>に及ぶ条里型地割の分布地域をみとめることができたので、これを整理して明らかになった問題点について述べてみたい。

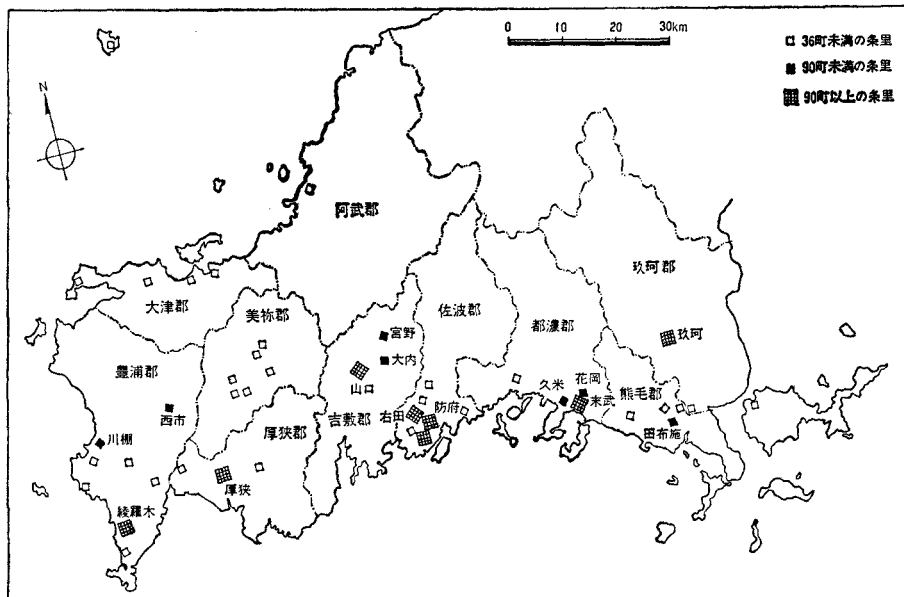


図2 山口県下における条里遺構の分布

表1 山口県下における条里型地割の分布地域

その1 周防国

郡	地域	和名抄郷名 比 定	条里型地割の分布 面積(町)	阡陌方位	条里地形面 の分布高度 (m)	条里地形 面の勾配 (%)	集 落 の 立 型 1)	条里地名 (数詞坪名)	参 考 地 名	備 考
大島	三 蒲	美敢郷	14	N2°W	2.5—10	10		六反田		
玖 珂	玖 珂 河 添	玖珂・杵原郷	92	N2°W	43—50	3	△	向ヶ坪	玖珂郡家想定地 野口駅家想定地	
			12	※N1°E	4—7	2	○	二ノ坪 平田		
熊 毛	大波野 田布施 三 輪 島 田	波濃郷 多仁郷? 美和郷	25	※N7°W	5—20	10—20	○	一条 坪曾・大坪	三坪 三宅・納所・長田	
			45	N8°W	5—15	2—10				
			25	※N30°W	35—50	40				
			10	N26°E	8—15	10				
都 濃	花 岡 未 武 久 米 富 田	生屋郷 都濃郷? 久米郷 富田・平野郷	25	※N8°E	20—?	?	△	五ノ神・平田・六反田・五反田 町田・三条河内・釈迦ヶ坪 大神・宮毛	生屋駅家想定地 平野駅家想定地	
			160	※N37°E	2.5—22	10—15	△			
			70	※N42°E	34	10—20	△			
			30	※N33W・N5°W	5—25	15				
佐 波	富 海 防 府 仁井令 植 松 右 田 上右田 奈 美	牟礼・達良・ 佐波・勝間郷	24	N43°W	2—10	10—20	△	四ノ坪 平田	佐波郡家想定地 勝間駅家想定地	
			360	※N4°E	3—18		△	三ヶ坪・四ヶ坪・八ヶ坪・土ノ坪・大領田		
			94	※N4°E	2.5—4	2	△	丁田・五反田・四反田		
			12	N14°W	2.5—4	2		三ノ坪		
			140	※N40°W	5—18	5—10	△	一ノ坪・二ノ坪・三ノ坪・九ノ坪・三十六 惣ノ坪・父ヶ坪・一町田・平田・江良		
			30	※N24°E	16—20	5	△	五反田		
			20	N18°E	28—35	3	△	一ノ坪・九ノ坪・十七・三条山		
吉 敷	山 口 宮 野 大 内	宇努郷 (吉敷郷) 八田郷	500	※N41°W	8—25	2—4	△	二ノ坪・四ノ坪・五ノ坪・五ノ坪・八ヶ坪 ・九ノ坪	吉敷郡家想定地	
			55	※N30°E	40—55	7—8	△			
			85	※N16°E・N34°E	24—42	4—5	△			

郡	地域	和名抄郷名 比 定	条里型地 割の分布 面積(町)	阡陌方位	条里地形面 の分布高度 (m)	条里地形 面の勾配 (%)	集落 の立 地型	条里地名 ・ 参考地名 (数詞坪名)	備 考
厚 狭	船 木 厚 狭 宇津井	見穂郷?	25	N1°W	15—25		△	合ヶ坪	厚狭郡家想定地 厚狭駅家想定地
		厚狭郷	125	※N1°W	3—10	2—10	○	木坪・高ヶ坪・駒ヶ坪・大坪・三条山	
		松屋郷?	15	N8°W	3—5	2	○	明ヶ坪・桜ヶ坪・里	
豊    浦	内 日 神 田 幡 生 綾羅木 吉 母 黒 井 川 棚 西 市	内日郷	24	N14°E・N19°E	48—94	16—22	○	北ヶ坪・八ヶ尻・秋里	
		神田郷	14	N1°E	3—8	4—10	○	大坪・丁田	
		10?	N17°W					志ノ坪	
		伊倉郷	90	※N4°W	3—10	1.5—4	○	市ノ坪・六ノ坪	
		室津郷	12	※N15°E	2—8	6	○	平田・江良・東条・西条	
		30	※N36°E	2—12	6—10	○			
		45	※N40°W	2—10	4—10	○	前坪・大坪・江良		
40	※N19°E	35—40	5—6	△	中ノ坪				
美   祢	於 福 大 嶺 伊 佐 嘉 万 青 景 秋 吉	美祢郷	10	※N5°W	115—120	5	○	内ヶ坪  大領田・十之畔  二ノ坪・三ノ坪・四ノ坪・里・丁ヶ坪・六反ヶ坪・大坪	意福駅家想定地 美祢郡家想定地
		位佐郷	12	※N5°W	90—95	5—10	○		
		賀万郷	30	N8°W	95—105	8	○		
		30	※N4°W	95—115	8—12	△			
		15	※N11°E	95—105	8—10	○			
		12	N4°E	75—80	10				
大   津	向津具 日 置 深 川 三 隅 見 島	向国郷	25	N14°W	15—25	8	○	市ノ坪	三隅駅家想定地
		日置郷	12	N4°W	15—35		○	八反ヶ坪・三反ヶ坪	
		深川郷	?	N4°W				一ノ坪・六ノ坪 丁ヶ坪・中坪	
		三隅郷	15	※N13°E				上ヶ坪・西ヶ坪・大坪・三反田	
		三島郷	11	N8°E	2—2.5	1	○	江良	
阿武	大 井	阿武郷	20	※N32°E	2—8	8	○	二町ヶ坪	阿武郡家想定地

- 1) 集落の立地型は △条里地区内に散居する型 ○条里地区内にはほとんど集落(家屋)がない型。
- 2) ※印を付したものは阡陌方位が地形に制約されているとみなされるもの。

1. 小規模条里が多く、1里未満のものが28箇所にも及ぶ。なお表1には10町未満のものは除いたが、この方格状の条里型地割の狭小な10町未満のものもあげるとなお10数箇所を加えることができる。

北九州に隣接し、山陽大路の西端部を占める位置にある周防・長門両国であるから、これらの狭小な谷底平野に分布する小規模条里の中には起源の古いものがあると考えられる。鏡山猛<sup>21)</sup>は北九州において筑後平野のような数郡にわたって同一方向をもつ広域条里区が存在する一方、遠賀川地域には異なる方向を採った狭域の条里遺構が多いことに注目し、郷里制成立以前の地方的な小平野に残存する小政治集団の旧慣を考慮しなければならないのではないかと述べた。また水津一郎<sup>22)</sup>も兵庫県有馬郡下山口村の小条里について、これを「平野型条里」に対して「山間型条里」と呼んだ。近年日野尚志ら(1977)によってまとめられた『熊本県の条里』においても、熊本平野のような広域の条里地域とは対照的に、宇土半島の狭小な谷底平野にも断片的な不完全里<sup>23)</sup>が分布することが報告されている。

山口県下に多い狭小な条里区の中には、たとえば阿武国造の本拠といわれる萩市大井の場合があり、その条里型地割はわずか20町程度である。一般に狭小な条里区は条里制施行の比較的後期の場合、さらには荘園開発にも条里方式が採用された場合などが考えられる。しかし、大井の場合は弥生時代の遺蹟や竪穴式の円光寺古墳をはじめ古墳時代の遺蹟も多く集中し、条里制施行以前にすでに阿武地方における開発のもっとも進んでいたところであり、この狭小な条里区の起源も、北九州遠賀川地域の狭域条里の例のように、条里制施行初期かあるいはそれ以前にさかのぼって考えられないであろうか。後でも述べる集落型についても、周防国の主要条里の集落立地には計画的な特徴がうかがえるのに対して、長門国のそれが自然発生的な傾向をもつことも考えあわせて、小谷底平野の多い本地方の小条里区の研究は

重要な問題をもっていると思われる。

2. 阡陌方位についてみると、河谷の形態に支配されて、河川の流路または地形面の傾斜方向に関係があるとみなされるものももっとも多く、26箇所を数える。しかしながらその方位の頻度をみると、東偏5度から西偏5度までの正方位に近いものは16箇所、東偏10度～西偏10度のものは22箇所、半数を占める。条里地割の方位については磁北説<sup>24)</sup>や地形説(水利説)<sup>25)</sup>などがある。山口県下におけるいわゆる中国方向の断層系に支配されて北東方向に伸びる狭長な谷底平野に立地する条里区ではその方向をとるものが多いのは自然であるが、正方位に近い立地を示すものもまた多い。そしてたとえば大島郡の三浦<sup>みづら</sup>と玖珂郡の玖珂(N2°W)、厚狭郡の厚狭と船木(N1°W)、豊浦郡の綾羅木と大津郡の日置・深川、美祢郡の秋吉・嘉万(N4°W)のように相当の距離を離れて同一方位をもつ相互の条里区の間は何らかの関係をみとめようと考えられないであろうか。とくに厚狭と船木の場合、船木の条里地割は谷底平野の地形にこだわらず、隣りの厚狭条里の方位と同一基準に依っている。おそらく両者は同一の施行時期をもつと考えられる。同一郡内の日置と深川、秋吉と嘉万、於福<sup>おき</sup>と大嶺<sup>おほね</sup>の場合も同一の施行時期が考えられる。

阡陌方位の地域的な分布についてみると、おおまかに、N4°Eの防府(佐波令<sup>さばりょう</sup>・牟礼<sup>むれ</sup>)・仁井令<sup>にいうりょう</sup>の国府周辺の広域条里区、N1°E～N2°Wを示す三浦・河添・玖珂・厚狭・船木・神田の山陽筋の条里区群、N4°W～N5°Wの深川・日置・於福・大嶺・嘉万・秋吉・綾羅木などの長門の沿岸や内陸の条里区群にまとめられる。このような地域差が何を意味するかは今後の考究を必要とする。

3. 条里地形面の分布高度は、厚東川上流の石灰岩台地秋吉台の周辺の縁辺ポリエに立地する嘉万や青景で100m以上に及び、これらがもっとも高位の条里地域である。大部分は50m以下の高度にあって、

各小河川の中・下流の谷底平野や三角州平野に分布している。また川棚や黒井・綾羅木・神田・仁井令・三蒲のように、砂丘あるいは砂州の内側の旧潟湖性の低地に見られるものももっとも低く、高度の下限は2~2.5mである。さらにこれをくわしく見ると、山陰沿岸の条里型地割の高度限界は2.0mまでのようであり、山陽沿岸の場合はやや高く2.5~3mまでである。しかし、山陽沿岸でも、神田・宇津井・厚狭など長門沿岸の場合がやや高く3m前後を示し、周防沿岸の防府付近の仁井令では2.5mでわずかに低く、徳山湾の久米・末武や平生湾付近の田布施・大波野・河添ではその下限は4~5mでかなり高くなっており、大島郡の三蒲では2.5mと低くなっている。この条里地形面の高度の下限については、西村嘉助(1959)<sup>26)</sup>は広島周辺の条里と地形について論じ、条里施行後の海進によって条里地割が消去され、その後干拓された例をあげて、2m等高線によってその条里遺構の下限を考えることができると述べた。山口県下における下限高度の地域差が条里施

行後の海面変化や地盤運動とどのような関係にあるかは、海岸付近の微地形の発達過程についての詳細な調査によって今後明らかにさるべき興味深い問題である。

4. 条里地形面の勾配についてみると、おおむね綾羅木や仁井令・植松のような下流の三角州平野では2~4%のゆるやかな勾配を示し、中流域でも山口や玖珂のような盆地ではゆるやかな勾配の氾濫原上位面(沖積段丘面)に分布している。一方嘉万や青景・内目のような上流域のものは8~10%、あるいはそれ以上の勾配を示すところがある。ただ下流域でも久米や末武のように扇状地性の地形面にあるものは10~20%の例がある。

5. 集落の立地型についてみると、現在の条里型地割の分布地区内に集村あるいは塊村をなして立地するものはほとんどない。いわゆる条里制集落と呼ぶるものは見られないようである。表1に示したように、条里区内に散居形態をなす型と条里区内にはほとんど集落(家屋)がなく、周辺の高台や台地

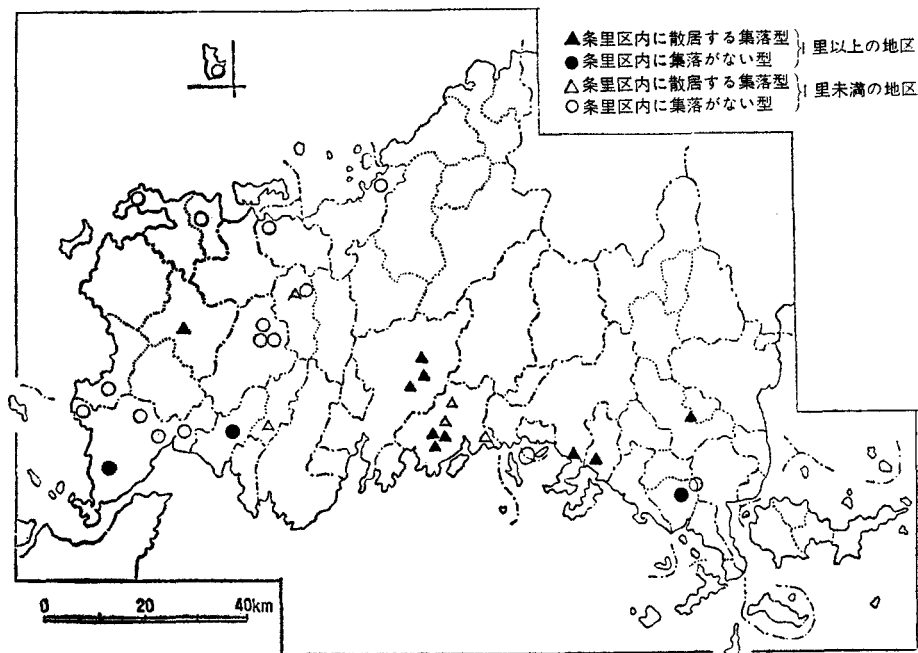


図3 集落の立地型による条里区の種類

に集村や列状村をなす型の2種類の集落型がみとめられる。もちろん集落の分布形態は歴史時代を経て変化する。現状をもって古代の集落を類推することは困難である。しかしこの2つの集落の山口県下における分布(表1および図3)を調べてみると、散居型は国府の所在地であった防府(佐波令・牟礼)をはじめ、右田・上右田・奈美などの佐波郡、山口・宮野・大内の吉敷郡、久米・末武の都濃郡、玖珂などがこれであり、熊毛郡を除く周防国の主要な平野の多くがこの型である。一方長門国の場合は西市や嘉万など2~3の例外はあるが大部分はその条里区内に集落の立地を見ない型である。これはその集落の歴史の変遷過程を克明に追跡しなければならないことではあるが、あるいは条里制施行期にまでさかのぼってこの種の集落の起源を考究する手がかりとなるものではないであろうか。

6. 条里型地割の面積を表1の上で合計してみると、周防国1,853町、長門国622町である(ただし、深川の条里区についてはその遺構の範囲が未確認であるから、調査の後その面積が明らかになれば長門国の水田面積は修正される予定である)。この数字を和名抄や拾芥抄の水田面積と比較してみると、表2のように、周防国は4分の1、長門国は8分の1程度である。もちろん条里水田が古代の水田のすべてではなく、また条里区画内がすべて水田であったのではないけれども、条里地割の残存率がとくに長門国において低いようである。なお未発見の条里

表2 周防・長門の水田面積 (町)

	周 防	長 門
条里型地割の分布面積	1,853	622
和名抄	7,834	4,603
掌中歴	7,834	4,902
色葉字類抄	7,658	4,769
拾芥抄	7,657	4,769

型地割が見出される可能性もあるし、地形的あるいは歴史的な要因によって条里水田が消去され改変されたところも多いと考えられるので、こうした耕地景観の変遷過程にも焦点をあてて、条里遺構の追跡を行う必要があるかと思われる。

とくに阿武郡では大井1箇所のみならず条里型地割の残存がみとめられるが、和名抄には阿武郡六郷(ほかに神戸、駅家)があげてある。現在知られるところでは四万川町上小川の<sup>仁</sup>神田付近と阿武町福賀の福田付近に10町未満の狭小な条里型地割がみられるから、これらをつくめて阿武郡の条里遺構の検出はなお今後の調査にまつところが多い。

以上述べて来た問題点のうち、いくつかについて具体的な地域例をとりあげて考えてみたい。

### III 条里遺構の地域例と問題点

#### (1) 佐波川下流の条里遺構

防府平野は佐波川断層谷の開口部に広がる三角州平野を主体に、その前面に造成された干拓低地も加わって、県下でもっとも広い平野となっている。この佐波川下流の地域は条里型地割の密集地域で、図4のように防府(佐波令・牟礼)、仁井令・華城、植松、大崎・高井・下右田、上右田、<sup>奈美</sup>の6地区にそれぞれ異なった方位をもつ条里区が分布している。

佐波令から牟礼にかけて広域にわたる防府条里区はその中に国府域を包含しており、山口県下の代表的な条里遺構の見られる地域としていくつかの重要な研究があることはすでに述べたとおりである。この防府条里区の西隣りに桑ノ山の小丘を隔ててその南西方一帯の三角州平野に仁井令条里区がある。阡陌方位は防府条里とはほぼ同じとしたが、厳密には防府条里区はN3°~4°Eであり、仁井令条里区はN4°~5°Eであるし、旧河道を隔てて飛地状になっている華城の小条里区は仁井令と同一基準による地割をもっているが、方位はN5°Eに近く、それぞれ西方



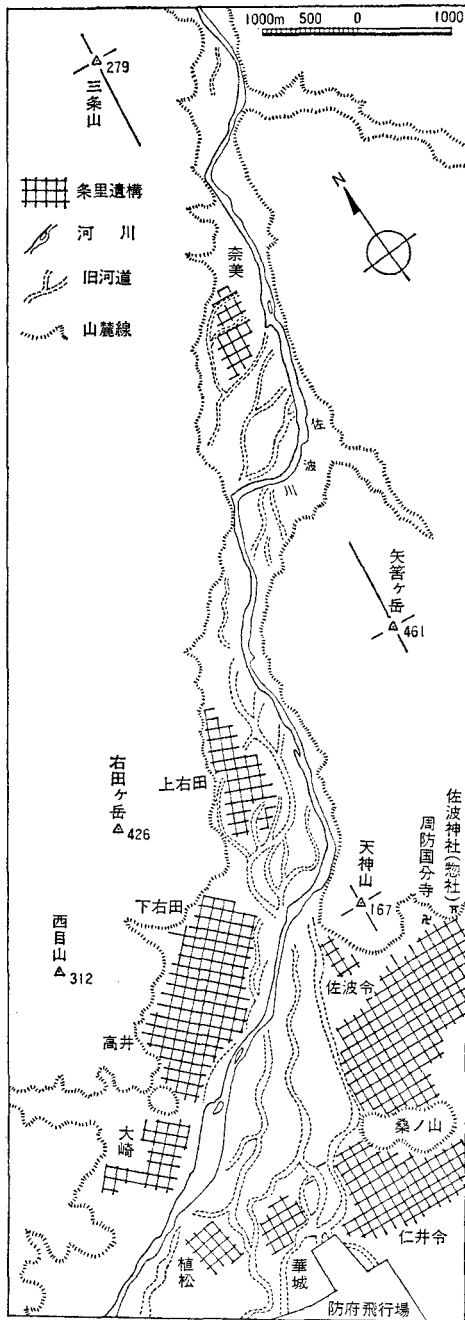


図4 佐波川下流域の条里遺構

に行くほどわずかの違いがある。なお防府条里区と仁井令条里区の方格地割の南北線は同一基準に依っているけれども、東西線は約20mばかり喰い違いがあるから、仁井令は独立した条里区であり、防府条

里区と同一の施行期であるかどうか疑問である。弥生期・古墳期の遺跡の分布も考慮し、地形的に見ても、洪積台地に国府城を載せる防府条里区よりも、すでに縄文海進期に形成された三角州平野である仁井令の長地型の卓越する条里区の方が施行期はかなり早かったことが考えられる。

華城の西に独立した植松の小条里区がある。阡陌方位は  $N14^{\circ}W$  で、華城とは全く異なった方位を示す。佐波川三角州の旧分流間の中州状の地形のところ立地するのは華城とよく似ているが、成立時期は新しいようである。

佐波川右岸には下右田・高井・大崎の条里区があり、姫山の小丘を間に大崎の条里地割が分離しているが同一基準にもとづいた一連の条里区をなしている。ここには山麓帯の弥生遺跡群や下右田の片山古墳・大日古墳など県下を代表する前方後円墳が分布し、この条里区の南西端に周防一宮玉祖神社があって、防府平野の中では国府城とともに重要な条里区である。図5の小字分布図に示したように、ここにはいくつかの数詞坪名が残存しているので、今までにこれを利用して坪並の復原が試みられた。たとえば北東隅を起点に南西の方へ数え、北西隅で終る千鳥式坪並が、藤岡謙二郎ほか(1967)<sup>7)</sup>・岡崎敏明(1973)<sup>13)</sup>によって想定された。この場合、「一ノ坪」・「九ノ坪」・「三十六」の3箇の坪名が適合する。なお別の復原も福尾猛一郎(1963)<sup>20)</sup>によって示されている。それは南隅を1ノ坪として北東方へ数え、西隅が36ノ坪で終る千鳥式坪並である。これによれば、「一ノ坪」・「二ノ坪」・「九ノ坪」・「三十六」の4箇の坪名が利用される。この場合、「惣ノ坪」は「三ノ坪」, 「三ノ坪」は「一ノ坪」に当たることになる。筆者は後者の坪並の方が妥当ではないかと考えている。というのはこの坪並の呼称法が、奈美条里区の小字にある坪名の位置関係にも適合するからである。奈美の集落名は「十七」というが、これは小字名でもあって、この「十七」の南東側に隣り合って「九

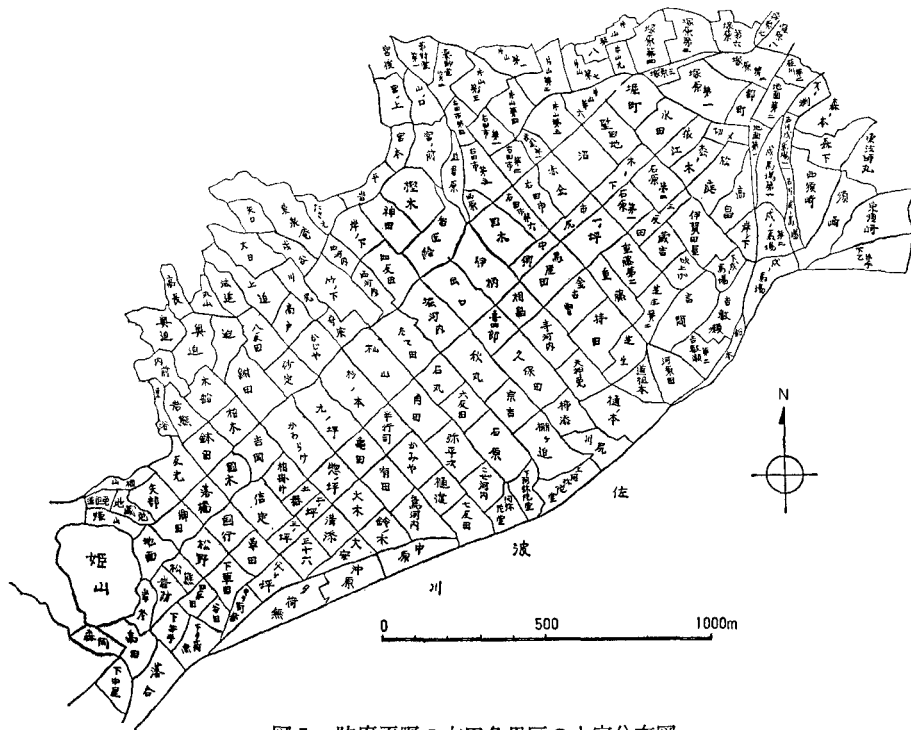


図5 防府平野の右田条里区の小字分布図

ノ坪」の小字名が位置している。これは右田条里区の福尾説による千鳥式坪並を奈美にそのまま適用できるのである。したがって佐波川右岸の各条里区は少しずつその方位は異なっているが、共通して河川側に起点をもち、下流から上流方向へ向って数えて行く千鳥式坪並をもつ条里であったと解釈できるであろう。

なおまた、佐波川右岸の各条里区は河川流路や条里地形面の傾斜などを考慮してそれぞれ独自の方位を示す条里地割をもつものとみなされるが、ただ奈美の場合は図4にも示したように、三条山と矢筈岳の山頂を結ぶ南北線が基準線として採用されていることを指摘することができる。この三条山はおそらく奈美条里のプランに関連する山名であると思われる。同じ山名は厚狭条里区と船木条里区の間にもあり、於福条里区の西方にもある。

(2)石城山周辺の条里遺構

古代山城として知られる周防熊毛郡石城山の周辺の小谷底平野には、図6のように三輪、納所、大波野、河添の4箇所に条里型地割の分布が見出される。三輪は石城山西麓の田布施川沿いの狭隘な谷底平野で、流路方向にはその勾配は10%程度であるが、これに直交する方向にはこの狭い谷床の勾配は40%以上もあるから、方格地割を施行するにはかなりの無理があったと考えられる。その結果現在では地割はかなり乱れて、条里遺構と考えられるものはきわめて部分的にしかみられないが、残存する方格地割の一部をもとに復原して考えると、かなり整然とした基準をもった条里地割であったことがわかるのである。このような狭隘な勾配のある谷底平野に条里地割が施行された例はほかにはほとんどない。三輪より約4km下流の納所付近には、比較的整然とした方格地割が田布施川の両岸と支流の才賀川の低地にも連続して同一基準によって施行されている。ここ

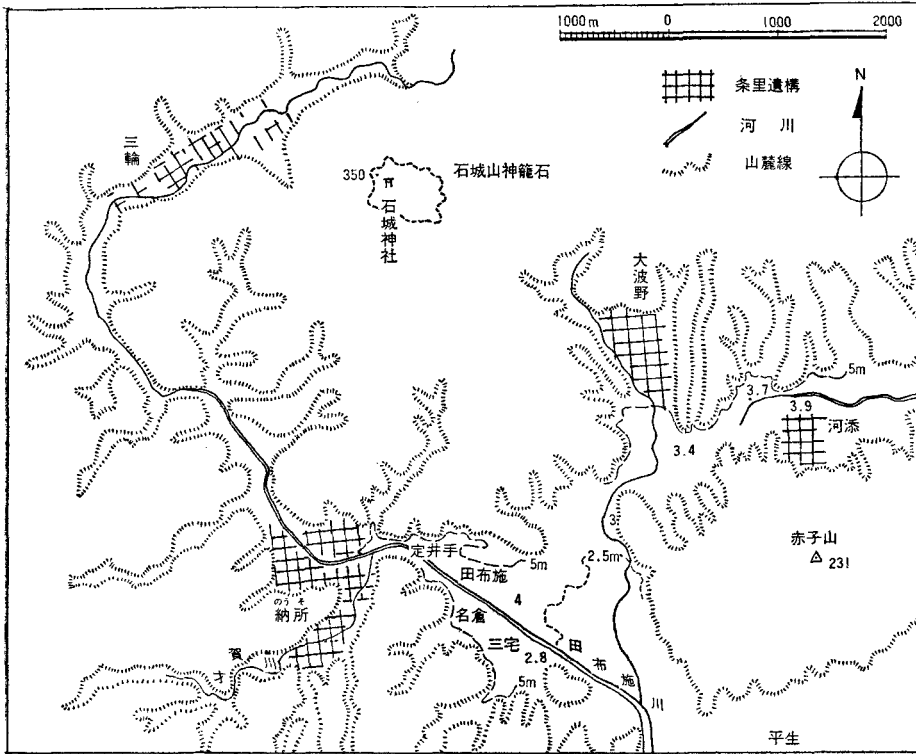


図6 熊毛郡石城山をめぐる条里遺構



写真1 田布施の納所付近の条里型地割

の阡陌方位は $N8^{\circ}W$ である。これと近似した $N7^{\circ}W$ の方位を示すのが大波野の条里区で、石城山の東麓

に位置する。その東に河添の小条里区がある。これらの条里地形面の分布高度は納所が5~15m、大波野は5~20m、河添では4~7mで、4m以下には条里型地割は見出されない。この条里地形面の下限高度は、山口県下では他の内海沿岸の場合に比べてかなり高いことが注目される。2m以下は干拓地で近世型の短冊状の地割が卓越している。

平生湾から入り、田布施川下流から河添付近を経て柳井湾に至る低地帯に古柳井水道を想定する小野忠<sup>29)</sup> 熙(1978)は、その最高海水準期の9~10世紀頃に、沈降地域のこの地方では海面の上昇限界は相対的に数mと慎重に推定し、熊毛半島は古柳井水道をへだてた島となっていたと述べている。また網永肇<sup>30)</sup> (1978)はボーリング資料や地形面の広がりから考えて、田布施川では定井手付近、柳井低地帯では新庄宮ノ下付近に当時の海岸線を想定し、沖積堆の最大海進は現在より3m前後高い位置にあったと、か



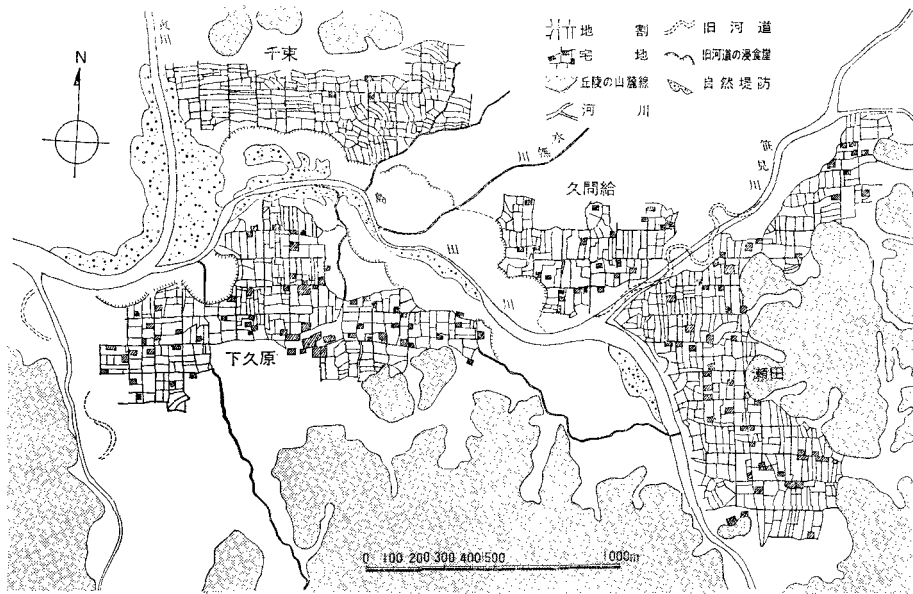


図8 玖珂盆地の条里地域の地割と散居

接知りうる史料はない。養老5年(721)の「熊毛郡を分ちて玖珂郡を置く」の続日本紀の記事からは、施行期の推定はむずかしい。阡陌線の方位を条里制施行の時代の磁北方位とする時代測定法には現在のところ問題が多いけれども、参考に玖珂条里の場合を地磁気永年変化曲線によってみると、その時代は440~460年であって、落合重信(1967)がすでにこの方法について批判したように、「日本の条里制開拓としては早すぎる<sup>31)</sup>」ようであるが、この問題はなお検討すべき多くのものを残していると考えられる。

玖珂郡内においてもっとも広くまとまった平野である玖珂盆地は玖珂郡家の所在地であり、瀬田・久門給の条里区は玖珂郷に、久田・久宗の下久原の条里区は柞原郷にそれぞれ比定される。石山寺に所蔵される「周防国玖珂郡玖珂郷延喜八年戸籍公文」はこの玖珂郷に関するもので、この戸籍に見られる人口構成が問題とされ、しばしばこれが論じられてきたが、そのことはさておくと、現在残存している玖珂盆地内の条里区のみ耕地の地割を1万分の1空中写真(昭和37年6月撮影)を利用して抽出し、その中の宅地の分布状態を示したものが図8である。

図上における概略の計算によると、条里型地割面積88町(千束を除く)に対して145戸で、1戸平均0.6町(現行では0.72町にあたる)である。1町方格内におよそ2戸弱の民家が立地する散居形態を示していることになる。これをもって直ちに古代村落あるいは条里集落を類推することはできないが、すでに述べたように、周防の多くの条里区に広く共通して見られるこのような散居集落のもつ地域性は条里制施行期における集落を考究する重要な手がかりになるものと考えられる。

### あとがき

条里については論ずべきことはあまりにも多い。本稿は山口県下の条里遺構についていくつかの問題点を提出したにとどまる。なお地域例として周防の3箇所をあげたが、小規模条里の多い長門の場合とはくに長地型・半折型など地割の問題、地形と条里の関係、自然的集落と条里の関係、尺度の問題など条里制の本質的な問題を考究するのに重要な条里区がいくつかある。これらについては別の機会に報告したい。(山口大学教育学部)

〔注および参考文献〕

- 1) 三坂圭治『周防国府の研究』積文館, 1933
- 2) 深谷正秋「条里の地理的研究」社会経済史学, 6-4, 1936
- 3) 米倉二郎「国府と条里」史学研究, 57, 1954
- 4) 米倉二郎『東亜の集落』古今書院, 1960, 211~214頁
- 5) 福原 博「山口盆地の条里」山口地方史研究 3, 1958, 11~14頁
- 6) 田村哲夫「宮野条里復原図」(山口市史編纂委員会編『山口市史地区篇』1961), 171頁
- 7) 藤岡謙二郎・桑原公徳・足利健亮「防府平野の条里と国府プラン」(防府市教育委員会『周防の国衙』1967), 196~205頁
- 8) 小野忠熙「先原史時代における居住帯の垂直的遷移現象」(日本歴史地理学研究会『考古地理学』古今書院, 1963), 20~21頁
- 9) 三浦 肇「玖珂町における条里制の遺構」(森本敏雄『玖珂町誌』1972), 34~39頁
- 10) 三浦 肇「盆地水害の地形的性格」(石田寛編『西日本における地域システム化に関する地理学的研究』1974), 74~76頁
- 11) 三浦 肇「玖珂盆地の条里制遺構」(周東町史編纂委員会『周東町史』1974), 122頁
- 12) 平野の微地形と条里型地割の関係については 日下雅義『平野の地形環境』古今書院, 1973 においてくわしく述べられている。
- 13) 山口県教育委員会『防府市右田・一丁田遺構』1973
- 14) 山口市教育委員会『湯田楠木町遺跡第Ⅰ地区発掘調査概報』1975
- 15) 山口市教育委員会『湯田楠木町遺跡第Ⅱ地区発掘調査概報』1980
- 16) 山口県教育委員会『下右田遺跡第4次調査概報・総括』1980
- 17) 桑原公徳「条里遺構の面積を中心にしてみた古代開発一河内国を例にとって」(日本歴史地理学研究会『考古地理学』1963) 79~103頁
- 18) 三浦 肇「山口盆地の条里制の遺構」(山口市教育委員会編『山口郷土読本』1972), 16~24頁
- 19) 三浦 肇「山口県下における条里型地割の分布図」地図15-3, 1977(例会発表要旨)
- 20) 福尾猛市郎「条里の制度」(『山口文化史(通史篇)』1963), 116~120頁
- 21) 鏡山 猛『北九州の古代遺跡—墳墓・集落・都城—』至文堂, 1956, 181~190頁
- 22) 水津一郎「小字の歴史地理学—基礎地域の構成要素としての小字—」人文研究 8-10, 1957, 39~60頁
- 23) 熊本県教育委員会『熊本県の条里(条里分布図説明書)』1977 において牧野洋一はこのような一里にみえない小規模条里を不完全里として述べている。
- 24) 渡辺久雄「条里制起源に関する一考察」地理学評論34-12, 1961, 631~649頁
- 25) 水野時二『条里制の歴史地理学的研究』大明堂, 1971, 311~376頁
- 26) 西村嘉助「広島周辺の条里分布と地形」広島大学文学部紀要15, 1959, 112~127頁
- 27) 和名抄や拾芥抄などの水田面積の史料としての検討に関しては 彌永貞三『日本古代社会経済史研究』岩波書店 1980, 351~387頁にくわしく述べられている。なお表2の和名抄などの水田面積はこの書の382頁の数字を引用した。
- 28) 経済企画庁「土地分類基本調査防府5万分の1」1969
- 29) 小野忠熙『石城山・朝鮮式山城の解明と保存』観光資源保護財団, 1978
- 30) 網永 肇「平生町の地形」(後藤陽一監修『平生町史』1978), 6~35頁
- 31) 落合重信『条里制』吉川弘文館, 1967, 122頁